

令和4年第4回浅川町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年9月9日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 認定第 1号 令和3年度浅川町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 認定第 2号 令和3年度浅川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 認定第 3号 令和3年度浅川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 認定第 4号 令和3年度浅川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 認定第 5号 令和3年度浅川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6 認定第 6号 令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7 認定第 7号 令和3年度浅川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8 認定第 8号 令和3年度花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
日程第 9 認定第 9号 令和3年度浅川町上水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（11名）

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
8番	須藤浩二君	9番	上野信直君
10番	角田勝君	11番	金成英起君
12番	水野秀一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	小池大介君
教育長	真田秀男君	総務課長	岡部真君
企画商工課長	坂本克幸君	農政課長	生田目源寿君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	我妻美幸君

保健福祉課長 佐 川 建 治 君 住 民 課 長 関 根 恵 美 子 君
教 育 課 長 高 野 喜 寛 君 代 表 監 査 委 員 小 針 藤 助 君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田 子 広 子 主 事 生 方 健 人

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構でございます。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、認定第1号 令和3年度浅川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

審議の方法であります。歳入については款ごとに質疑を行い、歳出は款の項ごとに質疑を行いたと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしですので、歳入については款ごとに質疑を行い、歳出は款の項ごとに質疑を行うことといたします。

初めに、歳入について質疑を行います。

1款町税について、15ページから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町民税の件であります。監査の中でもいろいろ指摘があったり、未納額の徴収、そういう点では向上しているというようなことも出ております。

私が言いたいのは、この町県民税が普通は、毎年上がっているんですね。ところが、3年度の実績を見ますと、前年から比べると減額になっていると、こういうことは非常に、何ていうんですか、言い換えれば町民の暮らし、あるいは法人なんかの事業の不振、こういうものがやはり大いにあるんだろうと思うんです。考えられるのはコロナだろうというふうに一口で言っては終わりなんです。ただ、そうでない要因も浅川町なんかの場合にはあるのかなと、こういうふうに思いますので、その辺の状況について、長の認識、そして税務課長の数字上のそういう減少しているという状況について、どういうふうにお考えなのか、町民の暮らしが容易でなくなっているというふうに思っておるんでありますが、そのことであります。

2つ目には、関連して、行政報告の中で、関東精工が廃業するということが報告されました。法人町民税やあるいはそこに勤めている人々の失業によって、また、大なる減収というんですかね、影響が出てくるだろうと、こういうふうに思うんでありますが、町は、町長の報告では事業の状況だろうからやむを得ないだろうというふうなことでありますが、どういうふうにこの問題について取り組むべきなのかということは、私、非常に重要だと思うんです。あのアローラインと言われるような本当に長い工場、こういうものの建設、それには町ぐるみ、地元ぐるみで土地の提供を求めたり、いろいろして、31年間紆余曲折ありました。最初は埼玉紡績、サイボウが来るわけでレースの工場をつくると、カーテン、レースですね、そういうことで始まったんですけども、繊維の不況でケイヨウデンシという会社になって、それがまたなんか、貿易上の詐欺みたいな感じになって、取りやめになる、そして関東精工というふうな変遷を来し、そういうことについて町はどういうふうに今、やむを得ないんだという、そういうだけじゃなくて、何とか食い止めるような話合いやあるいは代替りの買収するような関連の企業なり、あるいはそういう系統の大きな元請があるんでしょから、その元請との話合いとか、そういうことも私はきちっとやっていかないと、この法人町民税も大きな減収になるんじゃないかと思うんでありますが、その点、2つお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 関東精工について、本当に35年にわたり本町で操業していただいた事業所であります。本当にこれ、町としては痛いところでございますが、何せ、相手が判断したことであります。

突然私のところに所長と社長が来まして、大変申し訳ございませんが、10月、11月近くで閉鎖するということをお伺いして、本当にがっかりいたしました。その後どうするんですかと言いましたが、もう、この先ちょっと大変厳しいもので、大変お世話になりましたということをお話をさせていただきました。あと、そのいろいろもろもろお話ありましたが、進展はしませんでした。本当に断腸の思いであります。

あと、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

町民税の前年比からの減収とのことですが、個人町民税の調定額での比較ですと、849万9,000円の減で、96.59%と減少した結果となっております。

法人町民税のほうの調定額は前年度対比で52万400円の増となっており、102.31%と、微増の結果でございます。

全体的な個人の所得で見ますと、大きく減少しておりますのが農業所得と譲渡所得となっております。また大きく上昇したのは年金所得で、また伸びが見られましたのは営業所得となっております。

給与所得につきましても、上昇はしましたが、調定額が下がっているというのは、一つには所得から控除される控除額が大きかったのではないかと推測されます。一つには、令和3年度の所得は令和2年分の所得となりますので、雑損控除として台風19号の雑損控除が多少影響しているのではないかと考えられます。もう一つとして、仮に農業所得と給与所得がある人の場合ですと、農業所得でマイナスとなると、給与所得のほうから差引きとなりますので、給与所得があってもそこで差し引かれますので、課税される所得額が下がっているものと思われまます。

浅川町の場合ですと、給与所得は全体の8割超えとなっております、給与所得と法人町民税は若干ですが上昇しておりますので、コロナの影響につきましては影響しているのかどうかということにはちょっとお答えはできかねます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 角田勝君。

○10番（角田 勝君） コロナよりも前年の台風の影響ということで、農業所得が大幅に減っているという、そういうことの説明、分かりました。ああ、そうだなというふうに思うんですが、納得しますが、この町長のいわゆる断腸の思いだというそういう答弁であります。町は、このことに対して、企画調整や総務、こういう課を中心としてやっぱりいろいろ協議をすべきだろうと思うんです。例えば、あれだけの固定資産を今後どういうふうにするのか、関連企業、親会社ではないと思うんです、関東精工は。ほかの大きなところの下請、一時は東芝の半導体をやっているというようなことまで聞きましたけれども、この頃、夜まで電気がついていて、ずっとね、半年以上。業績上がっているんだというふうに毎晩、私、うちから見えるものですから、喜んでいたんですけれども、とんでもないことになってしまったということで。従業員はおよそ何人いらっしゃるんですか。私が訪ねて行ったんですが、20台の上自動車はあったようですけども。それから、数字は細かい、説明は求めませんけれども、その給与やそういうもの大きくマイナスになるわけでありまして、失業者の問題も私は出ると思うんです。こういうことに、例えばハローワークに浅川に来てもらって、その事業所との話し合いをすとか、そういう仲立を町はするというような、そういうことも私は必要だと思うんです。働く人の暮らしを守る、そういう点でも役割を果たしていただきたいなど。そのいわゆる事後の問題と、それから現在働いている人々の暮らしを守っていくという、そういう点で、どうい対策や、今後、取っていかなければならないのか、固定資産税の減額はかなりあると思うんです。そういう数字は後に明らかになりますからあれでありますけれども、どういふうになっているのか、その辺、誘致、工場誘致が非常に困難な折に、ある工場が撤退するというんですから、これ、町にとっては大変な問題なんですね。前に生田目製作所、NTSが浅川から石川に行っちゃったこともありますけれども、その辺をもう一度思い起こしてご答弁願いたい。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 浅川町内の従業員、恐らく10名弱です。10名はいないと思っております。

○10番（角田 勝君） いや、自動車ちゃんとあるよ。

○町長（江田文男君） あとは、ほかの町村から来ていると思います。町内では10名はいないはずですよ。

それで、社長とか所長が来まして、あのやつれた顔、本当に気がなかつたです。やはり、相当企業自体が苦しかったと思います。そしてこれ以上続けると大変なことになるということで、撤退したと思っております。やはりこれ、そういう大変厳しい中でもいや、うちではぜひ、何とか応援しますからということはお出ませんでした。これ以上やったら大変なことになりますから。やはり企業の判断でありますので、これ以上私も言うことはできませんでした。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○10番（角田 勝君） いや、答弁漏れでしょう。その働く人々に対する今後の問題について、企画調整とか、総務課と云々と、私、言いましたね。その辺はどうなんですか。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

関東精工の件についてですが、ちょっと経過からご説明いたします。

7月末に、関東精工の工場長さんのほうから、社長が町長のほうにご挨拶に伺いたいということでお話がありまして、町長、副町長、私の3名で対応いたしました。

そのご挨拶ということで、こちらにお越しになったんですが、その中で、10月をもって浅川工場のほうを閉鎖したいということでお話がありました。お話をお聞きしましたところ、今現在、全て経済状況はよくはない状況なんですが、関東精工については今すぐ工場を閉めなきゃいけないとか、それほどの経営的な問題とかではないということでした。また、何かそこに工場を置いておくことで問題があるとか、そういうことではないそうです。社長のほうも、今後のことを考えまして、本社だけにするという判断で決まったそうです。当日も、本社のほうではもう閉めるということで動いているようで、報告にきた時点で既に動いていたそうです。当日も、工場のほうに行きまして、工場で、従業員に、この工場を10月で閉めますということで話をして、その足で浅川町のほうに10月に閉鎖しますということで報告にいらっしゃいました。

社長の話では、町長のほうから答弁ありました浅川町の町民、10人以内ぐらい、数名程度と聞いております、その方につきましては、本社のほうはそのまま残りますので、本社のほうに来てはどうですかということで、お声かけはしているそうです。また、土地建物、周りの地権者の方にお借りしている土地も一部ございますが、関東精工所有の土地建物につきましては、今現在別の企業に売買するように今、探しているところだそうです。予定としましては、10月20日をめどに工場を閉鎖しまして、その後、年明けぐらいまでに片づけをして、別の工場ですか、別の業者さんに売りたいということで、社長のほうでは話を進めているそうです。

この工場閉鎖につきましては、事前に相談とかいうものは一切ございませんでした。この7月末のときにご挨拶に来たときに、そういうことで、閉めるということで決まったということで報告を受けたものでございます。その席で町長のほうから何とか続けられませんかということでお話をしましたが、もう、先ほど申したとおり、いろいろ考えた結果、もう閉めるということで決まっているものですので、どうしようもないというか、残念ですがということで、お話になりました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 企業の判断だということですね、今年いっぱいぐらいまでかかって、ほかに売渡したいということは、あそこで操業する、そういう会社を目途に話し合い等なんかが今進めているのかなというふうには推察するんですけども、町長、もう分かると思うんですけども、町ぐるみ、地元ぐるみなんですよ、あの誘致して、私も山と畑を協力しました。私も議員をやっている中心にいろいろ土地の折衝なんかもありましたが、あの愛宕山の頂上をずっとこう、境にして、県道側全部、土地がそうなんですよね。一部、後から追加して、地権者が貸しておく土地もあります。私どもは売りましたが、貸しておく土地もあるというふうな、そういう点でもいろいろ影響が大きくなってくると思うんです。何よりも、何のしようもないと、こ

ういう言葉がありますけれども、町としても精いっぱい、その辺、いろいろ今、企画商工課長が言われたような形でハローワークとか、いわゆる関東精工の本社、こういうところまでやっぱり乗り込んでいって、そして、できるだけ早く操業してほしいと。あの当時本当に、土地を求めるんだって大変だったんですよね。そういう歴史的な経過なんかも含めて、ひとつ、精いっぱい、今後の問題に取り組んでほしいということを最後にお願いして終わります。

○議長（水野秀一君） 次、質問ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 何点か伺います。

全体として税の収納率が高い水準となっております。どのように取り組まれたのか。成果の概要書にはあらましが出ておりますけれども、特徴的なのがあれば伺いたいと思います。

それから、私は毎年気にしているんですけども、税収が上がるということは喜ばしいことなんですけれども、納税困窮者への対応というのはどうなのか。きちんと配慮して収納がなされているのかどうか、その点を伺いたいと思います。

3点目ですけれども、町民税、固定資産税の不納欠損の各件数と主な理由について伺います。

それから、固定資産税と軽自動車税で現年分が不納欠損とされているものがありますけれども、この理由について伺いたいと思います。

4点目です。未納分について、県の回収チームに委託した税目、町税以外にもあればそれも伺いたいというふうに思います。それと件数、回収率、及び委託するしないの基準、これはどういうふうになっているのか、併せて伺います。

5点目です。滞納分の訪問回収、数字が出ておりますけれども、これらは全て委託をして行っているのか、それとも町の税務課の職員の方が出かけていってもやっている分も入っているのか伺います。

それから、最後に、たばこ税が増収になっておりますけれどもその理由についても伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

1点目の、徴収をどのように取り組んできたかということですが、まず、各税の納期限到来後、法令に基づいた滞納者への督促状の発付を行いました。督促状は合計2,104件の発付を行いました。それから、督促状の発付を行うことにより、現年度分の未納を増やさないように取組を行いました。

また、督促とは別に、昨年度中、催告書を6回、680件発付いたしました。

臨戸徴収は延べ10日、12人でしたが、コロナの関係でなかなか臨戸徴収も難しく、なるべく接触しない形での対応を図ったところでございます。

差押件数につきましては3件で、80万6,863円、預金が2件、所得税の還付金1件を差押えの行いました。また、昨年11月に町税回収体制の強化と収入未済額の圧縮に向けて取り組むための指針として、浅川町町税滞納整理基本方針を策定しまして、滞納整理のさらなる強化を図ったところでございます。その町税滞納整理基

本方針を窓口へ掲上しまして、納めに来られる方への周知も図りました。また12月には滞納整理強化月間としまして、町の広報紙に掲載をし、催告書も発付いたしました。催告書を送付する際には、再発行納付書も同封しまして、コンビニでも24時間いつでも納めることができるようにしました。やはり、納税者の方には納付書をなくしてしまったという方が多くいらっしゃいまして、納付書を同封すると、納めていただいた方が多かったので、その効果が得られたのではないかと思います。

また、納付がなく、相談にも来られなかった場合には、電話催告を行いました。それで、納付がない人の場合なんですが、給与差押え予告書を送付しましたが、昨年度は4件送付させていただきましたが、4件とも納付がございました。そのような取組を実施してまいりました。

それから、2点目の納税困窮者への配慮ということですが、納税者とは個別に納税相談をさせていただきまして、一律の対応ではなく、納税意識を持っていた上で、納税者の状況に応じた無理のない納付約束をしていただき、納税していただくようにしております。税務課のほうの対応としましても、納税者一人一人の状況をお伺いしまして、無理のない納付計画をご提案させていただき、丁寧な説明を心がけているところでございます。

次に、3点目の町民税、固定資産税の不納欠損の件数と理由でございます。

個人町民税は14名、昨年度から2名の減、法人町民税につきましては1社、昨年度比較で1社の減、固定資産税は35名、前年度より6名の減となっております。軽自動車税は1名、昨年度比較1名の増となっております。

主な理由につきましては、各税とも納税義務者が死亡された、それから生活保護の該当となった人、行方不明の人、それから外国人で海外に転出してしまった人、それから納付はしているけれども納付欠損額に追いつかない人、また、会社の場合では、倒産した会社、それから業務不振で納付が滞って、時効が来てしまったなどの理由となります。

それから、固定資産税と軽自動車税で、現年分が不納欠損となった理由でございますが、固定資産税現年度不納欠損額5万円は、1名の方が昨年中に亡くなられてまして、亡くなった後の滞納金額は相続人に承継されるのですが、相続人調査をしましたところ、相続人は生活保護受給中で担税力がなく、執行停止処分をかけて不納欠損としたところでした。

軽自動車税の現年度分不納欠損額、6,000円につきましても、こちらも1名の方が昨年中に亡くなりまして、相続人調査をかけましたところ、相続人不存在により回収が見込めないことにより、不納欠損としたところでございます。

次に、未納分について、県の回収チームに委託をした税目と件数でございますが、委託した税目につきましては、個人の町県民税のみとなります。町県民税以外は、委託はできないといいますが、町県民税だけが対象となります。地方税法第48条に定める個人県民税に係る徴収及び滞納処分の特例により実施されるものです。この制度は直接徴収と呼ばれており、県中県税部が担っております。県では、個人県民税に係る徴収及び滞納処分の特例実施要綱を定めており、その要綱に基づいて実施されております。

町が委託した件数ですが、昨年度は23名で128件、金額で331万2,000円ほどでした。

回収率は本税で13名、件数は70件で231万9,000円、延滞金は55件、金額で20万7,000円、合計回収金額は252

万6,000円、収入率は70.55%となりました。

また、委託するしないの基準ですが、県からは引受け対象から除外する選定基準として、現年度分の町県民税、また時効が迫っている町県民税、それから災害等の被害を受けた者、所在不明の者など、このほかにも幾つかの除外項目があります。町としましては、再三にわたり督促状や催告書を送付しておりますが、納付がなく、連絡もない人、納付約束をしたけれども、きちんと守らない人などの場合に県へ委託をさせていただいております。

次に、滞納分の訪問回収は、全て委託しているのか、それとも税務課職員もやっているのかということですが、滞納の訪問回収、臨戸徴収ですが、全て税務課職員で行っております。訪問は2名体制でお伺いをして、税金を徴収させていただいております。

それから、たばこ税増収の理由でございますが、令和3年度の売上げ本数が前年度より7万6,543本増の877万4,643本となりまして、併せて算定税額が令和3年10月から1,000本当たり6,122円が430円増の6,552円となりましたことから増収になりました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 本当に詳しい説明ありがとうございました。

1点だけお伺いしたいんですけども、固定資産税の不納欠損のケースなんですけれども、相続人が不存在、あるいは確定できないというのかな、そういう場合は、固定資産があるわけ、資産があるわけですから、それを差し押えて換価するとか何かという方法が可能ではないか、不納欠損にしないで、そういう処分が可能ではないかというふうに思うんですけども、その点はどのようになされているのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） こちらは、地方税法の第15条第7項に基づきまして、徴収すべき該当者がいない、徴収できない場合においては即時欠損ができるということになっておりますので、即時欠損とさせていただきますところではあります。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そういうことで、不納欠損処分もできるということなんだろうけれども、固定資産という財産が残されているのに、それに強制的にこう、かかっていって、回収はできないのかという質問なんですけども、浅川町の固定資産税ってもともと金額が大きいものではありませんので、費用倒れになるということも考えられるんですけども、そういう点は検討はなされるんですか、町長。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、固定資産税については、担当職員とか様々に検討をさせてやらせていただいております。

○議長（水野秀一君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 大体聞いたからあれなんですけれども、やらせていただきます。

最近、コンビニ収納、あるいはアプリ、スマホアプリ収納と、導入されていますが、この辺の絡みからコンビニ収納、スマホアプリ収納、口座振替、窓口収納の内訳を教えてください。件数あるいは金額。

それと、先ほど不納欠損の関係が同僚議員からあったんですが、不納欠損関係も含めて、滞納者の1人当たり、一番多いやつはどのくらいになっているのでしょうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） お答えいたします。

各税ごとにお答えしたほうが……。はい、かしこまりました。

口座振替の、まず町県民税の件数ですが、345件、金額が1,186万4,900円、固定資産税は1,802件、金額で7,313万3,400円、軽自動車税934件、630万500円、合計で3,081件、金額で9,129万8,800円となっております。

コンビニ収納ですが、町県民税で581件、1,459万3,733円、固定資産税につきましては956件、金額で1,315万7,000円です。軽自動車税が774件、金額で607万4,200円。合計が2,311件で金額は3,382万4,933円です。このうちスマホが69件ございましたが、コンビニの中にスマホの決済分が含まれて入ってきておりますので、ちょっと税目は不明なんですけど、国保と合わせましてコンビニ収納が合計で3,220件ございました。その中でスマホ決済が69件となりました。

それから、窓口収納なんですけど、町県民税は804件、金額で3,774万7,765円、それから給与特徴のほうで8,471件、金額で3億2,652万9,500円、法人町民税137件、金額で1,317万9,400円、固定資産税になりますが、件数は2,521件、金額で2億3,253万8,663円、軽自動車税1,283件、904万3,200円、合計で1万3,216件、金額で6億1,903万8,528円、このほかに年金特徴で年金から天引きされている分の町県民税が2,259件、金額で1,414万7,300円、それから共通納税ということで、特別徴収のほうで1,158件、金額で6,312万4,400円となっております。

それから、最高滞納者なんですけど、不納欠損の税目別ですと、個人町民税が1社、28万9,400円、個人では6万6,300円、固定資産税が1社20万800円、個人では7万3,800円となっております。滞納額の税目別ですと、個人町民税が1人140万3,200円、法人町民税で59万円、固定資産税が1社76万400円、個人では67万4,900円となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 細かい数字ありがとうございます。ただ、最後の、個人で100万円ですか。個人で100万円以上のやつ、今説明あったんですが、そんな状況が実際にあったんですか。少しずつでも取れるような状況でしょうか。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） 滞納額の合計ですと、1人最高額でこの金額の方がいらっしゃいます。この方につきましては、分納で納付していただいております。

○議長（水野秀一君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 簡単に質問させていただきます。

ただいまの収納についてのいろいろな様々なやり取りを聞いていまして、思ったんですけども、収納未済額というのは毎年同じぐらいの収納未済額が出ているんですよ。不動産に関して言えば、もう、持ってくるわけにもいかない、住んでいる人の権利もあるので、なかなか難しいと思いますが、動産であるこの軽自動車税、町でもらうものだから、軽自動車と、あと農機具、あとバイク等ありますが、その辺、本当に使っているもので、納めていないのか、ナンバーはいただいているが、もう、ナンバーついたバイクもどこにやっちゃったか分からないとか、そういうものまできっちり把握して、収入未済額というのが出ているのか。もし、使っていないもので課税されているものがあるのであればということで、ある程度税の整理はできると思うんですよ。その辺もきっちりした上で、この収納未済額を減らす努力というのもある程度するべきじゃないのかなと、私は思います。

あと、不納欠損額、欠損について6,000円出ましたが、不動産と同じく、亡くなって何条の何ということに基づいて即時行ったと思うんですが、亡くなる前まで車を持っていて、課税されていたんですから、車はあるはずなんですよ。車を、相続人がいないのであれば、車も宙に浮いているはずなんですよね。それを持ってきて、リサイクル税を払っているわけですから、解体すればリサイクル税で買っていくんですよ、業者は。そうすればこの6,000円は防げたはずなんですよ。ですから、安易に不納欠損で落とすのではなくて、様々な努力をした上でやるべきじゃないのかなと。そうしないと、収納未済額も毎年変わらないと。これがどんどん累積されていって、積もり積もってしまうと。ですから、もうちょっと努力すべきところは努力できるのではないかと思います、担当課長と、できれば町長にも答弁をいただきたい。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） 軽自動車税の件なんです、浅川町にお住まいの方が転出されて、そのまま住所の変更もせずに他町村に持っていかれて、それで、納まっていない方が多いんですが、他町村に行かれた方につきましては、うちのほうで早めに住所変更をしてくださいというものを定期的にはがきでお知らせしております、あと、年に1回なんですけれども、使っているかどうか、年数がたったバイクとかですと、ちょっと本人のほうにお手紙を出ささせていただいて、バイク、利用していますか、使用していなければ、ナンバーをお返ししていただきたいということをお知らせするんですが、バイクを持っていたいということで、その方につきましては軽自動車税もきちんと納められているんですが、持っていたいということで、ナンバーはそのままになっている方もいらっしゃいます。

それから、不納欠損の軽自動車税の6,000円なんですけれども、この方もやはり、他町村のほうに転出された方で、そちら市のほうに照会をかけましたところ、そちらのほうでも軽自動車税が課税されておまして、そちらのほうも未納となっているということで、じゃ、浅川町に登録されているその、自動車は行方不明で、車もどこにあるかちょっと分からない状態なんです。家族の方もいらっしゃらず、ちょっとそこは車の所在も把握が困難な状況となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 他町村に引っ越しの方には、いろいろ通知を出したり、連絡はさせていただいております。あと、バイク、あと農機具、よく倉庫に入っております。そういう方にも通知あるいは電話等で連絡する

ようには言っておりますので、あまり問題はないと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） ちょっと、違う、問題でしょう、これ。だって納まっていないんだから。未収額が出ているわけですから、これは問題ですよ、町長。やっぱりきっちり、手紙出した、手紙出しても手紙はしゃべりません。ただか10分、5分車走らせれば未納者に会えるわけですから、悪いですけども、町長、はがき出したからいい、電話したからいいじゃなくて、やはり目標は、この収入未済額をゼロにするというのがあくまでも目標なわけですから、きちっとそこは、時間を使ってでも申し訳ないけれども、努力はするべきだと私は思います。もうちょっとだと思えます。ほんのちょっと。電話して、ね、お話しているんだったらば、次、じゃ、明日時間あるんなら役場の窓口に来てください、そのナンバー持ってきてくださいとか、ね、そういういろんな交渉できると思うんです。ほんの、もうちょっとの努力だと思います。ぜひお願いしたいと思えます。いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 未収額ゼロは、当然私たちは思っております。それがなかなかできないのは、今こうやって四苦八苦しているところであります。本当に優しい対応はしておりますので、何とか町民に不愉快のないような対応を取っておりますので、本当に、ゼロを目指して頑張っていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款地方譲与税について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、3款利子割交付金について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、4款配当割交付金について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、5款株式等譲渡所得割交付金について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、6款法人事業税交付金について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、7款地方消費税交付金について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款ゴルフ場利用税交付金について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、9款環境性能割交付金について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款自動車取得税交付金について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、11款地方特別交付金について。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 新型コロナで大変な事業者を支援するために固定資産税を減免するという措置が取られました。2項の交付金はその補填分だというふうに思いますけれども、これ、全額町が減免した固定資産税の全額が国から補填されたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

それから、固定資産税が減免された、業者によって違うんでしょうけれども、最高額と最低額についても伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） お答えいたします。

こちら、減免された分は100%、全て補填されております。

それから、固定資産税の軽減措置の最高額は381万6,559円です。最少額につきましては、9,513円となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、12款地方交付税について。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 前年度の決算と比べると、地方交付税が約1億円減っております。これについて町はどのように見ているのか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

地方交付税、昨年は17億4,000万円程度でございました。1億円減っております。

一つ大きな要因でございますが、交付税の中の震災復興特別交付税というものがございまして、2年度まで石川地方生活環境施設組合の設備改良工事が2年度までで事業完了し、その減額分、約2億9,000万ほど減っておりますが、そちらの分が主な要因でございます。普通交付税自体につきましては、1億9,000万ほど増えてございまして、差引き1億円の減となっております。

以上でございます。

○9番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、13款交通安全対策特別交付金について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、14款分担金及び負担金について。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 民生費負担金の児童福祉負担金、2節、児童福祉費負担金についてお伺いしたいと思います。

805万2,880円の収入となっていますが、これは多分、保育所のゼロから2歳児の負担金かと思うんですが、これの内訳、ゼロ歳児、あと1歳児、2歳児、何人いるか。

あと、これ、元年10月頃から2分の1の負担金にしていると思うんですが、町独自で、ゼロ歳児について。この2分の1はどんな根拠で2分の1にしているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

こちらのほうの負担金につきましては、こども園の保育部の保育料負担金となります。内訳としましては、利用者負担額ということで、非課税から市町村民税の課税世帯それぞれの状況によりまして、階層区分というものが設けられております。階層区分で申し上げますと、Cの1からCの4という階層区分がございますが、その中で4,500円から1万6,000円の負担額となります。

令和3年度末の人数の内訳としましては、ゼロ歳児が22名、1歳児が22名、2歳児が20名の合計64名という形になってございます。金額別で申し上げますと、ゼロ歳児で171万9,900円、1歳児で285万5,400円、2歳児で347万380円、合計が804万5,680円になります。これに延長保育利用者がおりますので、7,200円の収入がありまして、合計805万2,880円というような負担金の額になってございます。

それから2分の1の軽減の理由につきましては、こちらのほうは平成30年4月1日のあさかわこども園の開園に伴いまして、子育て支援の一環という形で、町独自に第1子からの保育料の負担軽減を図ったところでございます。根拠といたしましては、浅川町子ども・子育て支援法施行細則に基づく利用者負担額に関する規則の第2条第1項第2号において基準額に該当する者を半分に減額するというふうに規定しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 元年の12月議会で、この保育料のゼロ歳から2歳児の保育料を無料したらどうかということをお伺いしましたが、そのとき検討したいと、今後国等の動向を見て検討したいというような回答がございました。また、他町村、この管内も、平田村、あと鮫川村、近くでは中島村、この辺、保育料、ゼロ歳児の無料化が導入になってございます。先ほど、地方交付税の観点でも当初予算に比べて、決算だと3億5,000万程度増えるような状況になってございます。繰越金うちの場合は実質収支として1億6,000万、その前は2億5,000万、その前も1億8,000万程度ですか、そういうふうな実質収支が決算として出てきております。

そんな状況で、これ、ゼロ歳児の800万の収入が上がっているんですが、何とか当初予算の段階で、地方交

付税等、ある程度精査すれば、800万の金は出てくるんじゃないかと思うんです。そういうの、子育て、ましてゼロ歳から2歳児というのは、当然親は若夫婦ですよ。収入も低いような状況かと思います。そんな中、町長が子育てとか老人医療、充実させるということ言っているわけですから、他町村にしても、ゼロ歳児の無料が始まっております。こうした中で浅川町も遅れることなく、ゼロ歳児の保育料負担、子供64名だと思うんですが、この中に非課税世帯でゼロの方もいるかと思うんですが、そうするともっと人数は減ると思うんです、徴収している方は。これは何とか、この決算を利用して、また、地方交付税の決算等を見ますと、十分、来年度については無料化できるんじゃないかと思うんですが、ぜひ無料化の取組をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 他町村の比較も大事であります、我が町は我が町の財政の問題がございます。それで、前回ですか、前々回ですか、ゼロ歳児の保育料を無料にしてくださいというお話は確かに聞いております。けれども、そのときは検討させていただきたいという答弁だったと思います。

それで、確かに補助すればいいと思いますが、やはりいろんな財政面もございます。一般質問の中で10番議員からも給食費の無料化ということも出ております。全て無料化というのは本当に大変であります。ただ、あとはそのほかにもいろんな補助がございます。今後、800万は何かなるだろうというお話であります、ぜひいろんな様々に検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 角田議員からも一般質問の中で給食費の無料化というのが出ました。1,600万円ほど給食費、町で負担しておりますが、これ、給食費は国のほうでは何で無料化、今のところしていないかという、保育所に行っている方、あるいは行っている子供も当然、お昼ご飯食べますね、自宅で面倒みている子も、預かっていると思うのですけれども。そういう面からすれば、1,600万の無料費も検討していただくのは当然なんですけれども、800万のこの、800万という金額、子育ての一番先にかかるのはこの入所だと思うんですね、ゼロ歳児の入所。働くためにも。その面からも若夫婦、その辺の方の支援を充実させるためにも、ぜひ再度、検討、800万円の減免、これを検討させていただきたいと思います。来年度。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今ここで、来年度のお話はできませんが、いろいろな本当に補助がたくさんございます。高齢者のタクシー券とか今いっぱい来ております。そういう中で、財源がございますので、全てやるということはずぐ答えできませんので、本当に検討をさせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 3回終わっています。

○3番（会田哲男君） 無料化、特に難しいんでは、今の2分の1減免していますね、こちらが保護者の負担を軽くするためだと思うんですが、2分の1を4分の1にするとか、その辺の検討も併せてお願いしたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、15款使用料及び手数料について。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 土木使用料について伺いたいと思います。町営住宅の使用料の収納率が下がった状況があるわけですが、この事情はどういうことなのか。未納の人数、それから連帯保証人に請求をした例はあるのかどうか併せて伺います。

2点目として、みのわ団地の家賃滞納の、これもちょっと気になるんですけども、家賃滞納の人数と特徴について伺いたいと思います。

3点目です。

みのわ団地の駐車場の使用料の現年分が減ったんですけども、滞納がね、どういう取組をなされたのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

住宅使用料の収納率が下がった理由等についてでございます。

未納額の増についてなんですけれども、初めに、収納率をちょっと申し上げたいと思います。23ページの土木使用料から順に説明いたします。

初めに、土木使用料全体ですと、令和2年度と令和3年度決算を比較いたします。令和2年度を初めに申し上げます。80.3%から79.09%、マイナス1.21%です。それから1、道路占用料、これは100%から100%で増減なしです。2、2節住宅使用料現年分、90.5%から90.01%、マイナス0.49%です。3、住宅使用料過年度分、10.6%から11.37%、プラス0.77%。4、定住促進住宅使用料現年分、これみのわ団地です。94.6%から96.13%、プラス1.53%。5、定住促進住宅使用料、みのわ団地過年度分、27.1%から39.05%、プラス12.05%。6、定住促進住宅みのわ団地駐車場使用料現年分、91.7%から93.97%で、プラス2.27%。7、定住促進住宅みのわ団地駐車場使用料過年度分44.2%から50.00%、プラス5.8%。8、定住移住、滝ノ台団地です。こちらは100%から100%でございます。

それから、滞納者数につきましては、件数のほうはよろしいでしょうか。件数のほうも申し上げます。

2節住宅使用料現年分、件数と人数のほうも申し上げます。令和2年度と比較して3年度でございます。13人だったものが16人、91件だったものが92件、3節住宅使用料過年度分、16人だったものが22人、712件だったものが732件、4節みのわ団地現年度分、8人だったものが5人、44件だったものが28件、5節みのわ団地過年度分、6人だったものが4人、49件だったものが55件、6節みのわ団地駐車場使用料の現年度分、6人だったものが5人、36件が26件に減少です。7節みのわ団地駐車場使用料の過年度分、こちらは5人だったものが5人、38件が38件と変わりはありません。

滞納者数につきましては、合計で見ますと滞納者の数は微増しております。件数につきましては横ばいの傾向であると思います。住宅使用料の過年度分、特に令和2年度分の滞納者数と件数が増加していることが合計の収納率低下の原因であると思っております。

みのわ団地の滞納者の特徴につきましては、ひとり親家庭での滞納が目立つのかなというふうに思っております。また、みのわ団地駐車場使用料の現年度分の減少につきましては、令和3年度は特定の使用者の納入が

改善されて、令和2年度分の滞納分が令和3年度、過年度分に繰り越されたため、過年度分の件数が増加となったというふうに思っております。

滞納解消に向けて現在の取組ですけれども、電話での催告、それから訪問での徴収をしております。なるべく約束をつけて、約束のとおり守れない方については引き続き連絡を取って、間を空けないとか、約束ごとに連絡を取って、次の約束なり納入にこぎ着けるというような方法を取ってございます。

それから、連帯保証人に関するところでございますけれども、過去には連帯保証人の方に請求をして納めていただいたという事例もございます。ただ現在につきましては、滞納している方と直接話、連絡がついて、納入の制約なり納入の意思を確認できているという状況でございますので、そのような方につきましては本人のほうに連絡をしているというところではございます。ただ、約束が守られない場合には、連帯保証人の方にも連絡はいたしますというようなことで説明はしている状況です。

今後もさらに収納率の向上に向けて努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 大体分かりました。みのわ団地に関しては、基本的にひとり親家庭の滞納が目立つということで、コロナの影響で暮らしが容易でなくなったという事情もあるのかなというふうに思うんですけれども、増えているわけではないのでね。ただ、あそこのみのわ団地の家賃の設定は、議会でも審議になりましたけれども、周辺のアパートの価格と比べたら随分安いものだというふうに思います。それでもなおかつこういうふうに滞納が出ているということがちょっと気になったものですからお尋ねをしました。

それから、連帯保証人の絡みの話なんですけれども、やはりこれは、ルールをつくって、一定期間、特別な事情がないのに納まっていない人については連帯保証人に通知をしますと。で、連帯保証人のほうに請求しますというルールをつくるべきではないかというふうに思うんですよね。3年も4年も家賃滞納している方に関して、突然連帯保証人の方に4年分払ってくださいというの、これはあまりにもちょっとひどいので、例えば1年たって、特別な事情もないのに払ってもらえないという方については、これは町のルールで連帯保証人に請求することになっていきますからということ言えば、事情も変わってくるのかなというふうに思うんですけれども、そういうルールをつくって、連帯保証人さんにも突然の大きな負担はかけない、それから町の収納もきちんとスムーズにするようにするという意味でも、これはルールづくりが必要なんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

それから、ちょっと本題とは外れるんですけれども、私、前々から言っているんですけれども、この予算書、決算書の中に、定住促進住宅とか、あるいは定住移住促進住宅とか、こういう表記はこれは変えるべきだと。一つは紛らわしいのと、もう一つは条例で定住促進住宅はみのわ団地と言うと、こういうふうに決まっていますよね、条例で。それから定住移住促進住宅、これについては滝ノ台団地と言うと、いうふうに条例で決まっています。ですから、そういう表記にしていきたい。そのほうが分かりやすいし、条例に沿った表記にもなると思うんですけれども、その点についても伺います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず、連帯保証人に関するルールでございますけれども、既に、連帯保証人として入居する際に保証人として同意いただいている方でございますので、町のほうでルールをつくれればおただしのとおりそのような通知等も十分にできるものと考えております。やはり高額になってからですと、それもそれで連帯保証人の方も大変であるというふうには思いますので、年に一度程度というようなルールづくり、そういったものを今後考えてまいりたいと思います。

それから、定住促進住宅などの表記、予算書上の表記の問題でございますけれども、3月の議会のほうでもご質問いただきました。これにつきましては令和5年度から改めるような形で検討しているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、16款国庫支出金について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、17款県支出金について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、18款財産収入について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、19款寄附金について。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 一般寄附金について、4件あったということで、当初予算では存目しか見ていなかったんですけども、280万円を越す寄附金が寄せられたということで、大変うれしいことだと思っています。差し支えなければ、その4件の、どういうものか、それから、町として何か働きかけをしてこういう寄附につながったのかどうか、そのあたりを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、4件の内容についてご説明いたします。

まず、町からの働きかけというのはございません。結果的に4件の一般寄附金については287万円となっております。

1件目は法人の方でございまして、お名前申し上げますと株式会社TKCさんから100万円をいただいております。こちらにつきましては、町のほうの地域における感染予防対策にお役立ていただきたいという趣旨でございました。

それから、もう1件、広報あさかわにも載せておりましたが、棚倉町のアクツさん。ボウリング場を運営されている方ですが、その方の個人の方で100万円でございます。年少のスポーツ関係等にお役立てくださいとのことでございました。

それから、もう一人個人の方で小針藤助様から30万円の寄附を頂いてございます。学校、幼稚園の情操教育に役立ててほしいという趣旨でございました。

それから、もう一人の方は、現金を郵送で、郵便で届いた件がございました。この方が57万円でございます。その封書のお名前ですと、東京都下のシロヤマミドリさんとお読みするのかなと思いますけれども、その方から57万円の寄贈がありました。過去に浅川町にいらっしやいまして、浅川小中学校を卒業した方だということで、昨年12月に届いたものでございます。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） 上野信直君。

○9番（上野信直君） 一般寄附のほうは分かりました。

ちょっと話は違うんですけども、業者の方からいろんな製品を、これ、サンプルとしてお使いくださいという形で物であったり食品であったり、あるかと思うんですけども、そういうのをある町民の方から声が寄せられたんですけども、食品、町の健診か何かに行つたときに、食品をもらったと、どこかのメーカーの、食品をもらったんですって。ただでもらってうれしいという人もいるだろうけれども、町が特定のメーカーのPRをしているようでどうなんでしょうかと、こういう声があつたんですよ。この点について、町としてはどのようにお考えになりますか。私は単純に、もらったらうれしいほうなんですけれども、そういうお考えになる方もいるということでどうなのかなというふうに思います。

町長、いかがでしょう。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 台風19号の災害のときもいろいろなものを頂きました。そしてまたこのコロナ禍ということでも、様々な寄附をいただいております。やはり、いろんな品物がないうちに送っていただければ、本当に大変ありがたいと思っております。気持ちを酌んでおります。ただ、PRのためにとか、そういうのは町としましても全く考えておりません。やはり町民が品物不足のときには本当に大変ありがたく思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 上野信直君。

○9番（上野信直君） そういう困つたときに救援物資としていろいろ頂くというのは本当にありがたいことだと思うんですよ。ただ、そうではなくて、何でもないうちに、例えば食品メーカーの方が、これを持ってきて、何かの折に町民の方に配ってくださいと、こういうふうな申出があつたときに、確かにこれを受けて、町が配つたらば、その企業のPR、その商品のPRになりかねないなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 議員さんおただししているのは、恐らく健診のときにお渡しした試供品という

か、ドリンクみたいなやつだと思うんですけども、それは保健センターのほうでも去年とかもやっていたというところで安易に配っていたという部分はあるんですけども、本当にメーカーのほうからかなりの数がこう、頂いていたので、ちょうどその健診のときに、そういう健康的なもののドリンクだと思うんですけども、それを配らせていただいたというところなので、今後は議員さんおただしの様な件もございますので、ちょっと配布の際にはちょっと気をつけて、検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 2目1節のふるさと応援寄附金238万8,000円、これの件数だけ教えていただきたいと思っています。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えします。

38件となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、20款繰入金について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、21款繰越金について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、22款諸収入について。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 22款の雑入の弁償金について伺います。

これ、載っていないんですけども、入ったというのが、東電からの弁償金ってなかったんですか、3年度。なかったとすれば払ってもらうために、東電に対してどのような対応をしたのか伺いたしたいと思います。

それから、昨年度の9月議会では、軽トラック1台の弁償を交渉しているということで、この部分については、先が見通せるのかなというふうに思ったんですけども、この件は結局どうなったんでしょうか。

それから、東電に対する弁償金の浅川町の請求額の残額は267万円余りあります。これを今後どうやって弁償させるお考えなのか伺いたしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

まず、令和3年度中の東京電力からの弁償金はございませんでした。何回か一般質問等でもやり取りさせていただいておりますが、令和3年度中につきましては2回ほど面談というか、打合せ、交渉等を行っております。前にもちょっとお答えしたかと思いますが、小中学校のプールの送迎バス代等につきましては、現在進展されていまして、3年度中には弁償されませんでした。現在、追加の証拠書類等を提出しておりますので、今年度中には収納されるのではないかと思います。そのほか、合わせまして100万円弱の賠償が見込まれる

ところでございます。

それから、軽トラックの件でございますが、こちらも昨年の9月でお話ししまして、なかなか当時お話ししたのは、リース等でそれだけに使っているということであればその分は可能なんだけれども、汎用性が高い軽自動車のため、取得した場合については資産となるので、現在のところ弁償できないというところが相手方の主張でございますけれども、こちらのほうとすれば、じゃあ、減価償却分等もできないのかということ、現在も話はしておりますが、なお引き続き交渉を行っていきたいと思います。

それから、最後の現在268万弱の請求残額がございますが、過去の判例などが積み重ねられて、賠償できるものがあるというところがございますので、今後も粘り強く交渉を継続していきたく、今のところは考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） このプールの送迎バス代、これ本当に今年度中に払われることを願っております。

東電って本当にずるいんですよ。私、なりわい裁判やっていて、原発事故のあと、一般の人は8万円、精神的な慰謝料の8万円もらいましたよね。それで十分だ、十分払ったと裁判でずっと言い張っていたんですよ。裁判の結果どうなったかといったら、あれでは足りないよ、17万円が相当だからあと9万円払いなさいと、こういう判決が出て、東電はすぐに払ったんですよ、原告団に。だから、そういうふうな弱いところにはずるずるなんか言いがかりをつけて払わない。今の状況考えたっておかしいでしょう。加害者が払うか払わないか判断して、その一方的な判断で決まっている、進んでいる、こういう状況って一般の事件じゃ考えられないですよ。だから、町としても、強く出ていくべきだと思うんです。年に2回なんて言わないで、毎月呼び出して、どうなっているんだと、話を詰めるとかね、あるいは県などとも歩調を合わせて、もっと強力な手段に訴えるとか、そうやってしびれを切らして裁判に訴えて、いろいろ判例が出ている。その分については東電も払うと、こういうような流れなんでしょうけれども、そういう東電のずるいやり方を許してはならないと私は思います。町民の貴重な財産なんですから、この267万円余り、これびた一文まけないで、全額早急になるべく早く回収できるように取り組んでいただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今の、本当に9番議員が言ったとおりに、加害者は大物です。本当になかなか支払っておりません。それ、我が浅川町だけではありません。福島県内、あるいは東北がそうであります。そういう中で、本当に担当課も年に2回、そして私もお話をさせていただきますが、本当に強く言っているつもりであります。それでも支払っていないということは、やはり本当にさらに強く言って、私ももし呼び出せるなら呼び出してお話をさせていただきたいと思いますので、とにかく今9番議員の言ったとおりに粘り強くやらせていただきます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） 次に、23款町債について。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 臨時財政対策債が4,638万円減りました。臨時財政対策債って地方交付税に代わる身代わり財源というんですかね、で、一応何とか債という借金の名目にはなっていますが、後で全額地方交付税で補填しますよということで、実質的には地方交付税の一部だと思います。これが4,638万円も前年度から減ったということは、私はちょっと町の財政にとってどうなのかなというふうに思うんですけども、この辺は、減った理由について伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、お答えいたします。

当初予算の際に、1億2,749万円で見込んでございました。本算定におきましては、1億1,172万1,000円となりまして、9月の補正時点で1億5,076万9,000円と、一旦ここで確定したところだったのですが、その後、令和3年11月末、経済対策ということで、国の補正予算が組まれました。その際に、交付税、その臨時財政対策債について、本算定で確定した分について、将来的に交付、基金費として3,000万円ほど追加で後年度は、償還分について措置しないものを前もって3,000万円交付するという取扱いが決まりました。それにつきまして、結果的に浅川町においては、臨時財政対策債のほう、約3,000万円ですけれども、そちらのほうを借りないような、後年度措置ができないということであれば、無理に借金しないほうがいいのかという判断の下、臨時財政対策債を3,000万円ほど減額し、今回の決算額8,110万9,000円の借入れにしたものでございます。こちら、3月の補正時点でそのような措置とさせていただき、本算定の減額分と3月の減額分合わせて4,631万1,000円の減となったところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） ここで10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出について質疑を行います。

1款1項議会費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款1項総務管理費について。

兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 決算書の49ページです。2款1項2目委託料の中で、行政手続オンライン化支援業務委託ということで、この資料を作成したということですが、これについては、通常業務にどのように反映されたのか、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

行政手続オンライン化事業、オンライン化等の支援業務委託でございます。こちらにつきましては、令和3年度で、あと、今年度においても引き続き委託してございまして、3年度におきましては、端的に申しますと、条例・規則等の浅川町の例規の中に署名やら押印等の規定があるものをどのようにするかというところの、まず基準を作成すること。そして、その条項を洗い出して、その条項を抽出し、押印を求めないようなことが可能かどうかの可否を検討して、3年度はそのような事業でございました。

4年度において、それらを整合、調整して、今年度末までには、条例・例規等を改正し、また、オンライン化にどのように進めるかの方針の決定などを進める予定としているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 今の答弁ですと、そうしますと、3年度については、各種書類、書式でしょうかね、書式と、それから判こを押さなくてもいい書類、そういったものの洗い出しというのでしょうか、そういう業務委託を行ったと。なので、まだ実際に業務には反映していないと。4年度においては、3年度実施した業務を、さらに進めていって、例えば書式の変更であれば、条例規則の改正、それから判こが必要だった書類を判こなしでよくするための条例・規則の改正、そういう条文を、今年度は作成していくということのようですね。

そのオンライン化というこの業務委託なんですけれども、そうすると、利用する町民にとっては、どういう形でそのオンラインになるのでしょうか。当然、パソコン・スマホから、何かの町の書類をダウンロードして、そこからもう申請できると。例えば、役場の窓口に来なくても、そういう手続が済むという、そんなイメージといいでしょうか、そういう形になるのでしょうか。その件、ちょっとお聞きしたいですね、再度。

それから、その判こ省略する書類、これは相当な洗い出しというか、相当な量があると思うんですけれども、例えば、内部決裁の部分の判こ、要するに役場の組織としての内部決裁の判こと、あとは町民が各種申請する書類の判この要らない、必要の区分、そういうものも、もう全て3年度の委託業務の中で整理は終わっているのでしょうか。それ、2点目お聞きします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

まず、1点目でございますが、オンライン化、いわゆるインターネット上のやり取りということになるかと思いますが、オンラインということになると。ですので、窓口に来ていただかなくて、自宅あるいは対町民であれば、そういったやり取りを可能にするのは何なのかということも、今年度においては、それも検討していきたいと思います。

おただしのように、議員さん今言われたように、窓口に来なくても、申請あるいは届出というものが、パソコンあるいはスマホ、可能であればそういったところで手続が終了するというのが大きいオンライン化の一つと理解してございます。

それから、2点目でございますが、全ての洗い出しのことなんですけれども、条文上だと、抽出した際に結構な数になってございまして、ただ、それについて1つずつ一応は確認しておりますが、重複するものかどうか、

そういったところの調整については、今年度これから併せて整合やら調整をしていきたいと考えてございます。一応のその洗い出しの項目については抽出されたところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） すみません、通告はしていないんですけども、2款1項10目の交通安全対策費ということで、この成果概要のほうには載っているんですけども、予算がないなと思ったんですけども、高齢者タクシー等助成事業ということで310万ということになっておりますが、町民から、少ない、足りないというような意見が出ているわけですが、これに対して、何か追加措置というものがなかったのは残念だなと思ったんですけども、この追加しようというようなものは、今後あるのかどうかということを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 突然タクシー券が出てきましたので。

これ、たしか前回9番議員のほうにお話ししたと思うんです。

一応今年度やっておりますので、来年度はぜひ様々な面で検討をさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） なぜこのような質問をしたかと申しますと、辺地対策債というものがありまして、地区によってはタクシーの助成をしているような地域もありまして、そのような辺地対策債のお金をうまく具合に何か使えば、より多く予算を持ってきて、タクシーで困っている、移動に困っている方に対する予算、使えるのではないかなということで、そのような対策というのですか、いろいろ様々な検討をされたのかどうかということをお聞きします。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） 辺地債に係るおただしについてでございますが、ちょっと私もその事例について詳細把握していないので、もしかしたらちょっと不正確な部分あるかもしれませんが、あくまでもその辺地債については、補助金とかそういったソフト事業の財源として充てることはできなくて、あくまで施設整備とか、道路整備とか、そういったハード事業の財源として充当できるというふうになっておりますので、議員おっしゃった事例、ちょっと詳細把握しておりませんので、うまく何かやり方がもしかしたらあるのかもしれませんが、一応制度としてはそういった形になっているので、直接補助金の財源として使うというところは、ちょっと難しいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） そうですね、何か、直接お金ということでなくて、乗り合いタクシーみたいなことで何かやっていたりするところもあったりするんですけども、ちょっといろいろ何か使えるようなところがあれ

ば使っていただければということでご質問させていただきました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○1番（菅野朝興君） はい、ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 防犯対策費の中でも説明がありましたが防犯灯のLED化を進めるということで、故障したり新設するというものは全てLEDにしていくんだということ、説明がありました。

このLEDにしますと、寿命が長くなるといろいろあるんだと思うんですけども、電気料には関係ないんでしょうか。例えば、町がそういう形でLED化にどんどん進めている、お金を使ってね。そういう場合に、1灯当たりの契約の電気料が安くなるなんていうことはないんでしょうか。その辺、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

防犯灯のLED化での電気料金でございますが、請求の内訳、確認しました。通常の蛍光灯の料金ですが、電灯のワット数で契約の金額は変わりますが、蛍光灯ですと1基当たり367円、月当たりですが、LEDになりますと146円となります。6割ほど減額というか、安くなってございます。

以上です。

〔「はい、分かりました」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかにありますか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず最初に、49ページの文書広報費について、広報あさかわなんですけれども、毎年言っているんですけども、やはり町と町民をつなぐ大事なパイプでありますので、もっと、町が今何に取り組んでいるか、町が町民に伝えたいこと、これをきちんと掲載するものにすべきであろうというふうに思います。

去年の議論を聞いておりますと、担当者にあらましを作らせて、後でみんなで見てチェックするという、こういう流れだということだったんですけども、これはやっぱり逆で、幹部が集まって、今回の広報はこれを目玉にしよう、今これを町民の皆さんに伝えて理解してもらおうと、こういうものを決めて、そして担当者に作成を任せると、こういうのが本当だろうというふうに思うんですけども、その点、お考えを伺いたいと思います。

それから、議会だよりにはコンテストがあるんですけども、町村の広報にもコンテストがあるんだろうというふうに思うんですけども、これには出品しているのかどうか。

それから、広報の研修があるだろうと思うんですね。県の町村会が主催するような、恐らくあるんだろうと思うんですけども、それには、あったらば参加しているのかどうか伺います。

次に、53ページの交通安全対策費に関して、タクシー料金の助成事業に関して。

交付したタクシー券の数字は成果表に出ていますけれども、実際に使われたタクシー券を使った人の人数と金額について伺いたいと思います。

それから、これも前から言っているんですけども、病気や重い障害で動くのが不自由な人のタクシー券を、

この方の必要な買物のために配偶者の方が使えるようにする、こういう柔軟性は、行政にはあってもいいんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

それから、使用料及び賃借料のこの項目に、タクシー助成制度を計上するのはどうなのかというのが疑問なんですけれども、この点はどのようにお考えですか。

それから、運転免許の自主返納支援事業、浅川町ではこういう通年事業をやっているんですけども、これによって高齢者の交通事故は他町村よりも減っているか、効果として現れているのかどうか伺いたと思います。

その次です。やはり53ページの地方創生事業費に関して。

元気あさかわ夢工房の絡みです。移動販売、あさマルシェ、加工所、それぞれの赤字分がどういうふうになっているのか伺います。

それから、この3つのそれぞれの事業の今後の見通し、それから事業を改善するためにどのようなことが検討されているか伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、まず、広報あさかわの件についてお答えいたします。

議員さん、2目の文書広報費ということでしたが、53ページの9目広報費のほう、広報あさかわ、こちらのほうで予算を取っておりますので、そちらのことかと思っておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、広報あさかわの作成についてですが、今現在は、各課のほうから情報を挙げていただきまして、それを基に担当者のほうで取りまとめて広報のほうを作成しております。原案ができましたら、回覧をいたしまして、確認をして発行という形を取っております。

こちら、みんなで検討してということでご意見いただきました。これにつきましては、うちの課だけでの問題ではございませんので、各課の協力を得なければできないこととなります。そういったご意見もありますので、今後、作成の方法についても、よりよいものを作るように検討していきたいと考えております。

続きまして、広報のコンクールの件ですが、毎年11月に開催されております県の市町村広報コンクールのほうに出品しております。また、研修につきましては、県のほうで行っております広報研究会議、これ毎年4月頃開催されておるんですが、これのほうに担当者が出席しております。

続けてやってしまっていていいですか。

一旦切りますか。目、変っちゃうので大丈夫ですか。

では、続けまして、13目の地方創生事業費のほうもご説明いたします。

マルシェ、移動販売、加工所、それぞれの赤字分ということなのですが、こちら1つの法人となっておりますので、1つ1つの事業について、この部分が赤字というのは明確には出ておりません。ですので、各事業の売上げのほうをまず申し上げたいと思います。

まず、店舗のほう、あさマルシェにつきましては、令和3年度の来客数が5,107人です。店舗の売上げが484万4,560円となっております。

続きまして、移動販売のほうで、客数が3,504人で、344万7,501円となっております。

最後に、加工費の収入です。こちら昨年の7月からは異なりますが、191万4,700円の加工賃収入となっております。

また、全体的な法人としての単年度の、3年度の損益計算としましては、3月31日で閉めておりますので、未収金、未払金等ございますが、収益のほうで827万5,132円となりまして、経費のほうで、830万7,876円の経費がかかっておりまして、経常損失としまして3万2,744円の赤字となっております。そこに法人税等の支払いをしておりますので、令和3年度の純損失といたしまして10万4,746円の赤字と令和3年度につきましてはなったところでございます。

今後の改善点等ですが、ただいま申し上げましたとおり、経費のほうで上回っているような状況でございます。売上げのほうを伸ばす努力のほうはもちろんです、経費のほうを節減しなければならないと考えておりまして、今現在、営業時間の見直し、体制の見直しのほうを進めておりまして、マルシェより移動販売のほうに力を入れていこうということを進めておるところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、2点目の10目の交通安全対策費のほうについてお答えいたします。

成果概要書には交付した人数が483人となっておりますが、実際に使われた方につきましては343人でございます。金額については、成果説明書に書いてありますように311万500円となっております。

それから、病気が重い、障がいなどで動くのが不自由な、タクシー券の配偶者が使えるようにということでございますが、こちらについては、昨年の12月の議会でもお答えしておりますように、まず、本人利用が前提となっておりますので、今のまま取扱いは継続したいと考えてございます。

それから、このタクシー助成の計上科目の件でございますが、使用料及び賃借料で現在節のほうを支出してございますが、その整理といたしましては、そのタクシー代等を利用者に現金なり、そういった形でお渡しするということであれば、助成金なり補助金等、別な科目が適切かとは思われますが、こちらについては、現在、タクシー事業者のほうに支払っているということから、使用料及び賃借料がどちらかという適切ではないかというところで、このような科目にしてございます。

それから、高齢者の交通事故関係ですが、統計上の書類をちょっと取り寄せてみましたところ、高齢者という高齢運転者の取扱いについては、人身事故だけが統計読み取れました。浅川町の高齢者の人身事故の件数につきましては、令和元年が2件、2年が2件、3年が1件ということございまして、そもそも数が少ないものですから、これを自主返納支援で減っているのかどうかというところについては、読み取れないのかなというところはございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目の広報あさかわについては分かりました。よろしくご検討をお願いしたいと思います。

2点目の交通安全対策費に関してですけれども、先ほど1番議員も言われたように、タクシー助成の額をも

っと増やしてほしいというのは、あちこちで聞きます。それで、例えば、隣のヨークベニマルに行って買物をして、5分ぐらい待ってもらって帰ってきたら5,000円ぐらいかかるよという話もお聞きしました。なるほどそういう使われ方が必要で、そうすると、そんなにかかってしまうのかというのがありますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、配偶者も使えるようにすべきだというのは、これは確かに前の議会でも議論しましたがけれども、町の決まりでは、基本的に本人利用が前提になっているから駄目なんだよと、こういうお話でした。私は、もうちょっと困っている町民の皆さんに寄り添う行政があつていいと思うんですよ。町の規則でこういうふうに決めたから駄目だと突っぱねるんじゃなくて、本当に困っている人に寄り添う、弱い人に寄り添う、こういう姿勢が必要だというふうに思うんですけれども、この点、町長に伺います。

それから、地方創生事業云々に関しては、最後のところで、営業時間の見直しとか必要な経費の節減を図っていくと、こういうお話がありました。でも、私が、というかほとんどの議員さんもそうだと思うんですけれども、願っているのは、もっと豊かなものにして、お客さんを増やして、収益を上げられるように、関係者の間で努力をしていただきたいというのが本当の思いだと思います。今後、尻すぼみにするんじゃなくて、そういう方向でぜひ努力をしていただきたいというふうに思うんですけれども、伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） タクシー券の配偶者も利用できるよというお話でありました。これ、前回のお話もあります。

それで、総務課とかいろいろお話をさせていただきました。配偶者という、昨日お話したときは、なかなか難しいというのですよ。配偶者がどうかその名前も書いていないし、調べるのは大変だということで、これはあくまでも金券ですから。なお、さらに検討をさせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 今のその配偶者の件でございますが、町長答弁のとおりでございますけれども、配偶者がいらっしゃる方、いらっしゃらない方とか、いなかった場合は、どこまでご家族の方なのかとか、種々検討事項があると思います。また、本来、そういった体の不自由な方の対応ということであれば、この交通安全対策というかタクシー券とはまた別な制度というところもあるかもしれませんので、まずは、今のところ現状のままで引き続き対応していきたいというところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

夢工房の件につきましては、売上げを上げていくことはもちろん大前提でございます。そのため、今年度におきましては、理事となっております町、商工会、農協におきまして三者会議、また、生産者を交えた生産者会議、そして従業員が集まって、意思統一をするための従業員会議等を開催しております。

各会議におきまして、よりよいものにして売上げを上げていくためにどうすればいいか等を話し合っていますので、従業員、出荷者含め、売上げが上がるように考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 分かりました。

1点、配偶者のタクシー助成券の利用に関してなんですけれども、基本的に町でこういうふうには本人が使うというふうにしたので、一旦その例外を認めてしまうとどんどん広がる可能性もあると。こういうことだから、決めたとおり、そこですっぱりと切るんだと、こういう話だというふうに思うんですけども、私はそれがどうも町民に寄り添った行政の仕方ではないような気がするんです。そういうふうに最初に決めて、いろいろ不都合が出てきたら、妥当な方向に変えるという柔軟性も、あってもいいんじゃないでしょうか。

これはこの場で結論出せという話ではありませんけれども、行く行く考えていただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

会田哲男君。

○3番（会田哲男君） ちょっと時間もらいます。

広報関係なんですけれども、今、発行部数2,420部ということですが、これ、よその町村等を見ますと、コンビニとかに置いておく町村がございます。これ、コンビニは不特定多数の人が来ますので、町のPRにもつながるのかとも思いますが、この辺の対応はできないでしょうか。コンビニに広報を置くということですね。それ、対応できないか、今後ですね。

それと、今のあさマルシェ関係なんですけれども、ちょっと私聞き逃したんじゃないかと思うので、もう一度お聞きしますが、あさマルシェ5,107名、駅前の方に来て、売上げのところからちょっと聞き逃したんですが、それと加工所の売上げが191万4千何がしということなんです、この加工というのは、どんなものを加工して販売するんですか。それを聞きたいと思います。

これ、収入が827万5,000円といいますか、これが売上げだけの収入でございましょうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、まず、広報の件についてお答えいたします。

貴重なご意見いただきましたので、今後、各コンビニさんとかにご相談しまして、置けるかどうかちょっと検討してみたいと思います。

続きまして、夢工房の件につきまして、店舗あさマルシェの売上げにつきましては484万4,560円となっております。

続きまして、収益のほうですが、こちら営業外収益としまして、町の補助金590万円等も入っております。

加工所の件につきましては、加工所のほうは町内の業者さんから卵のほうを預かりまして、半熟卵に加工して納めるという形の加工となっております。加工して、それを直接売るというのではなく、業者さんからお預かりして、加工して、納めているという形で、加工賃としての収入となります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） そうすると、この加工品というのは加工賃、手間賃ということですか。そういうことで理解しているんですか。卵をやっているんですか、ゆで卵というか温泉卵。分かりました、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款2項徴税费について。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 2款2項です。税務総務費に関してなんですけれども、町の助成制度を利用する場合に、税の滞納がないことというのが条件とされていることがよくあります。それで、申請者は納税証明書を提出するように、こういうことがよくあるんですけれども、しかし、納税証明書を取るには200円かかるし、手間もかかる。わざわざ納税証明書を出させなくても、役場内で確認すれば済む話でありますから、その部署で税務課のほうに確認していいですかという同意書をもらえれば、わざわざ納税証明書を出させなくてもいいのではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） お答えいたします。

納税証明書は、申請によりまして、うちのほうで交付させていただいておりますが、町の各種補助金に滞納のないことの証明の添付が定められてございます。

以前にも庁内でちょっと検討したように記憶しておりますが、大多数の方に交付されるものとは違いまして、あくまでも個人が補助金を受けるための申請となりますので、個人からの申請ということで検討されたように記憶してございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 以前の議論はそのとおりだったんですね。補助金もらうんだから、少しぐらい出せと、こういうような話だったと思うんですよ。だけど、わざわざ出させる必要ないじゃないですか。その部署で、個人情報ですから、うちのほうで税務課に確認していいですか、いいですよという同意書をもらいさえすれば、楽にできるわけですから。わざわざ200円払って納税証明書を出させて、はい見ました、はいポイ捨て、こういうことをやっている必要はない。行政の効率化というんですか、何というんですかね、住民本位の行政という方もいるかもしれないけれども、これは改善の余地があると思うんですけれども、町長、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） もう一度、担当課とか課長会議等で、いろいろ検討させていただきます。改善できるものであれば改善させていただきますが、なお、もうしばらくお待ちください。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款3項戸籍住民基本台帳費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款4項選挙費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款5項統計調査費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款6項監査委員費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、3款1項社会福祉費について。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 61ページのコミュニティセンター費に関してなんですけれども、子供たちの遊具もあるということで、子供たちの利用があるんだろうなというふうには思うんですけれども、子供の利用はどのぐらいあるんですか、ここは。

それから、利用希望者はどういうふうな手続を取れば利用できるのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

まず、コミュニティセンターの中に、1か所に子供の遊び場ということで、このきっかけとなったのは、原発事故後、子供たちが屋外で遊ぶ機会が減少しているということで、社協のほうで県の補助金を使って遊具を購入したもので、平成26年1月より開放しているものでございます。

利用状況といたしましては、令和3年度においては、非常に少ないんですが、7件で30人ほどの利用。令和2年度については12件で121名、令和元年度については、14件で60名ということの利用となっております。

利用希望の場合はどうすればいいのかという点ですが、まず、希望者は社会福祉協議会に鍵を借りて開け閉めします。執務中、平日であれば、こちらの社協のほうで開けてくれると思いますが、そういう形でやっております。平日の午後4時までの利用となっております。土日・祝日は、お休みということで、基本的に小さい子供と保護者を対象にした遊び場となっております。

イメージとしては、一角にマットが敷いてありまして、そこにブロックとか、足でこぐ車とかの遊具が一角に置いてあるという部分でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） よく分からないんですけれども、私は、こども園の中にここに広場がありますね。あそこなんかは親子が触れ合うような場だというふうに理解しているんですけれども、何かちょっとかぶるようなところはあるんですか。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

事業としては全く別なもので、こちら社協のほうで独自に、原発後の遊び場がなくなったという部分で、それに特化して補助金もらって設置した部分ですので、そのにここ広場とはまた別の事業となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、3款2項児童福祉費について。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 児童公園の費用だと思うんですけども、今は月齊地区に1か所あるだけです。草刈りに関しては、両町区に委託してあるというお話だったんですけども、やっぱり町の町道・私道・公道補修員さんとかが草刈りはできるわけですので、常に見て、伸びてきたら刈るような形にしたほうがいいのかというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

まず、この児童公園含めて、町にはその他の農村公園等もございます。そちらに関しましても、草刈りについては各行政区でお願いして実施していただいて、本当に助かっているところなんですけれども、この辺のところまで昨日ちょっと協議したんですけども、やっぱり今の段階では、ほかの農村公園とのバランスもあるということで、基本的には現状維持で行政区にお願いしたいと考えているところです。

以上です。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、3款3項災害救助費について。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 以前の議会で議論したんですけども、被災者が、例えば家が火災に遭ったと。今晚住む家がないという方が、直ちにみのわ団地に入れるかということ、何かガスの安全を確認したり何だりで、1日だか、2日だかは待ってもらおうようで、すぐには入れないという状況だったんですけども、これは、緊急のときに使えるところにはなっていないということでした。

私は、それは改めてほしいと。すぐに入れるようにしてほしいというふうに言ったんですけども、その後どうなったか伺います。

○議長（水野秀一君） 建設課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

以前質問のあった際に、そのように答弁したというふうに記憶してございます。

電気とガスにつきましては、現在休止中でございますので、申込みを、例えば電気ですと、2時までに申込みをすればその日のうちには使えるということですが、営業日であるということが前提なものですから、今まで1日、2日という説明をしておったところでございます。

その後検討をして、被災者向けに確保してあるみのわ団地の2戸につきましては、今後、電気とガスを一旦町が契約しておきまして、被災者が入居すると言った場合でも、すぐに使用できるような準備を進める予定となっております。

また、備品類で最低限必要と思われるような照明器具やガス台など、それらにつきましては、順次、整備し

ていきたいと考えてございます。

以上です。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、4款1項保健衛生費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、4款2項清掃費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、4款3項上水道費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、5款1項労働諸費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、6款1項農業費について。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 農業費でございますが……

○議長（水野秀一君） ページ、81ページから。

○10番（角田 勝君） ページがちょっと分かんなくなっちゃった。

私ね、73ページの……

〔「終わっちゃった、もう」の声あり〕

○10番（角田 勝君） 終わっちゃったんですね、これね。

申し訳ないんですけども、このコロナ対策費で、住民課から、本当に4回にわたって、私の分もありますけれども、ワクチンの接種で大変な努力をしてやって、特に場所の設営とかいろいろ、成果表を見ますと、地元の企業を利用して、そして設営にも頑張っているということで、その成果表を見てうれしく思ったんですけども、ただ、ちょっと感じたのは、会場の設営費なんかで1,000万からの経費を外注しているんですね。これなんかは、例えば、地元で、商工会とか商店街、そういう人たちの協力を得ながら、1,000万からの設営ですから、大変なことだとは思いますが、何かこういう類いのことが出てくれば、地元の商工会等を中心にして、地元が発注できないのかなと、そういうことも努力事項としてやっぱりやっていくべきではないのかなと思うんですが、ちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

ワクチン接種の物品購入とかの件ですが、できる限り町内で調達できるものは調達しているつもりであります。この会場設営に関しましては、設置・撤去、あと物品のリースなどが主な内容です。なかなか浅川町にはない業種ですので、ほかのこの業者を頼むようになったんですけども、委託した業者は、こういう会場設

置や物品リース専門の業者ですので、そういうことで選定いたしました。

町内にこういう企業があれば、そういう業種を扱っているものがあれば、もちろん使いたいとは思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私もそういうふうには思っているんです。課長の言うとおりでと思うんです。ただ、やっぱりこれからこういう類いの、ワクチン接種だけじゃなくて、いろんな形で会場の設営ということはいろいろ出てくるんだと思うんですね。専門業者は必ずいるんですよ。ばああっと、言えばすぐ、簡単にというか、準備をされてというふうなことがあるからあれなんですけど、何かやっぱり、地元でできるようなことは、できるだけやってほしいなと。設営のためには、じゃ、どういうことが必要なのか、今後やっぱり検討していく必要があるのかなというふうには思うんですけども、いろいろ商工会なんかとも話し合いの中で、そういうこともできればというふうには思いますので、ひとつ地元利用ということに重きを置いてほしいという要望をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、6款1項農業費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、6款2項林業費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、7款1項商工費について。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ここでみんな聞いちゃっていいのかわかりませんが、お聞きします。

プレミアム付振興券、商工会が発行しました。このプレミアム分は町の補助金であります。そのほかに、浅川町に生活応援商品券というのもこの3年度は発行されました。これらの使用先ですね、特徴的なところを教えてくださいたいと思います。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

プレミアム付振興券、生活応援商品券についてですが、こちら大規模店で使用できる商品券につきましては、やはり大規模店で使われているのが多いようでございます。そのほかの商品券につきましては、やはり使いやすいコンビニエンスストア等が多いように感じております。

また、そのほかにつきましては、各事業者さんの業種によっても多い少ないはございますが、やはり通常の日常生活の中での買物に使われているように感じております。また、通常の日常生活の買物の中でも、その券があるから、いつもよりちょっと高いものを買おうとか、そういったことがあるような話も聞いております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、これらは地元の商店街の消費の拡大、これについても効果を発揮しているというふうに認識していると、こういう理解でよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） 議員さんのおっしゃったとおり、日常生活に使っておりますので、地元の商業の活性化につながっているかと思えます。

ただ、先ほど申しましたとおり、あくまでも日常生活の中で日用品の買物等が多いもので、恩恵を受けていないような業者さんもあるのは実情でございます。

以上です。

〔「分かりました」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 同じくプレミアム付商品券のことなんですけれども、いわゆる交付というんですか、発行というんですか、その券を改善したりいろいろ、受け取る、そういう改善はしているようですが、何か早い者勝ちみたいな感じで、当日なんかは、もうお年寄りなんかは並ぶことができないようなそういう状況に現状はなっていると思うんです。町民の声は、もう少し増やせば、全戸に渡るような枚数にして、そしてもう全戸に渡るような枚数を確保したので、ぜひ何日から何十日の間に来てほしいというようなことでやったほうが、公平であって、そして暑いとき無理に行列で並んだりすることのないことができるのではないかというふうに思うんです。町民もそういうふうに願っているようです。年寄りなんかも、タクシー券使って商品券買いに行ったら何にもならないからというようなこともこぼしていたお年寄りもいましたけれども、そういう点で、全戸に配布するというような、そしてそれは、郵送料もかかったりするから、そういうことではなくて、希望者は何日から何日の間に商工会のほうに来て、ぜひ受け取ってくださいと。その期間内に来られない方については、不要なものというふうにして処置しますというふうな、処置しますというか、それを今度は必要な人に譲るというんですか、そういうことにしてはどうか、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

議員さんのほうから、早い者勝ちというお話があって、並んだけれども買えなかったというお話がございましたが、令和3年度につきましては、7月11日の日曜日に1,200セットのほうを販売してございます。

ですが、当日、販売となったのは866セットで、売れ残りがございまして、最終的に全てが売れたのが8月24日ということで、2か月ぐらい販売にかかってございまして、当日買えなかった、次の日行ったけれども買えなかったということはないかと思えます。

また、長時間並ぶのが大変だというお話もありましたので、今年度につきましては、同じく1,200セット準備いたしまして、事前の予約販売という形も取っております。当日販売ということで、7月10日の日曜日のにもまた実際に販売いたしております。予約販売のほうで999セット、7月10日の直接販売で201セットのほうを販売されております。

また、販売時にアンケートを商工会のほうで取ったそうです。その結果、「当日販売は必要だと思いますか」というアンケートに対しまして、「当日販売は必要ないんじゃないか」という意見が3分の2ほどとなっております。

ります。

また、全世帯に配るような数を準備したらいいのではないかというお話もございますが、セット数を増やすにはそれなりの予算も必要になります。また、これは全世帯に配るといようなものでもございませんので、またそれとは別なことかなと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 全世帯に配るものではないというふうに思っているということも、今、課長からありましたけれども、いや、実際にそういう声があるんですよ。

予約販売に変えたということは、これは、私も一步前進だなというふうには思ったんですけども、やっぱり出かけて買えないという、そういうふうなこともあるんです。ですから、そのためには経費が必要なんだということは、例えば、郵送するとか、配るといことになれば、そういうことになると思うんですが、私先ほど言ったように、一定の枚数をきちっと、これ、1,200セットなら1,200セットで終わりでありますから、そうでなくて、全世帯となれば2,000とちょっとぐらいの枚数になると思うんです。そういう発行枚数にして、そういうふうな余裕がありますので、何日から何日の間にぜひ持ちに来てくださいというふうなことであれば、受け取るほうも、余裕があって受け取ることができるのではないかというふうに思うんであります。

ですから、そういう点は、ちょっと私は、郵送してやるということになれば経費がかかるわけですから、今言ったような形でできないのかなと、こういうふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） セット数を増やして全世帯に行き渡るような数を準備しろとのことですが、先ほど答弁しましたとおり、それにはその分の予算も必要となります。それだけ準備して売れなかった場合のことも想定しなければなりませんので、数を増やすにしても、商工会との相談等も必要となります。また、財政的な問題もありますので、検討はしたいと思っておりますが、ちょっと今の段階では、はっきりした答えは控えさせていただきますと思います。

以上です。

〔「はい、分かりました……」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、7款1項商工費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款1項土木管理費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款2項道路橋りょう費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款3項河川費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款4項都市計画費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款5項住宅費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 9款1項消防費について。

兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 簡潔に質問いたします。

9款1項3目委託料の中で、大規模災害発生時の業務継続計画というのを、これつくりまして、それに基づいて図上訓練を実施したと成果報告書に出ておるんですが、この図上訓練というのは、どういう内容で実施したものでしょうか、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、お答えいたします。

図上訓練でございますが、会計年度任用職員を除く、いわゆる町の一般職の正職員を対象に、昨年12月に2日間にわたりまして実施したところでございます。

訓練の内容につきましては、具体的に申し上げますと、1グループ6人程度のグループに分けて、大雨による災害を想定した訓練でございます。大雨による災害のいろいろなシナリオと申しますか、いろいろな情報が入ってきたり問合せが来たりします。そちらを、その6人のうちの1人がそのシナリオを約2分ごとに状況の付与をいたします。それに対して、4人の方がその対応を考えていくと。最終的に、その結果について取りまとめのその評価する人が1人いて、6名程度のグループでそのような内容のことをやっております。

2分ごとにいろいろな状況のシナリオを与え、それを速やかに決断していくというところが、今回の図上訓練の大きなところでございました。その後、全グループでの振り返り等を発表していただいて終了したところでございます。

図上訓練については以上でございます。

○議長（水野秀一君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 非常にいい訓練だったと思いますが、その訓練の結果、評価というんでしょうか、アドバイザーというんでしょうか、そういう方がおられて、各グループがその想定に対してどう対応したかというものに対する意見といいましょうか、評価というのは、どんなような形で受けたのかお伺いします。

それから、やはり図上訓練だけでは、これはなかなか実際の災害に対する対応は難しいと思いますので、その実地訓練ですね、こういったものは今後予定されているのか。

それから、例えばどこかの地区の集会所に救援物資を持っていくといった際に、その職員一人一人がその集会所の場所、それから行く順路、そういうものをきっちり把握していないと、例えば、途中で集会所に行く道路が崖崩れで行けなかった、じゃ、迂回路はどうするんだ、行けないから戻ってきましたというんでは、これはなかなか救援物資は届かない。

ですから、訓練においては、そういう迂回路あるいは地域の状況、いろんな施設の場所、それはやっぱり全て役場職員として把握すると。そういう訓練もぜひ行っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、訓練の評価関係でございますが、具体的には、参加者からのアンケート等を

取っております、もちろん役立ったという方が多く、ほとんど、「大変役立った」「役立った」の方が大宗を占めており、いろいろなご意見がございました。

今回初めて3年度やったものでございますので、その訓練の仕方等については、ある程度ノウハウ取得できましたので、今後は、おただしのような実地訓練といえますか、現地も含めた中で、実地訓練等をどのようにやっていくか検討しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 防災費というかたちで災害を防ぐという観点からであります、これは工事費の中でのことでありますけれども、工事関係でありますけれども、曲屋破石線のポンプ置場のそばに大きなますができました。これは、災害をやっぴり未然に防ぐという点では、あのますは大きいんですね、すごく。ですから、これ、入ったらもう上れないような、子供なんかは。ですから、蓋をぜひ考えてほしいというふうに区長と……

○議長（水野秀一君） 角田議員……

○10番（角田 勝君） 要望です。

防災ということを考えれば、災害を防ぐということを考えれば、ぜひその点でお願いしたいなというふうに思っています。

それと関連しているんですけれども、前に兼子議員からも出ました新道の十字路、あそこの安全対策として、簀輪のほうから来た場合に、住宅で見えないんですよ、一旦停止でも、ちょこちょこつと出ないと。右側の町有地の道路敷地の余っているところに、カーブミラーを付ければこれはいいということを、近所の人から要望として出ました。ああ、なるほど、あそこのところのカバーを張った、あそこに大きなカーブミラーがあれば、一旦停止してあれするにも、災害を防ぐのにいいなと思ったんですけれども、その2つお願いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

初めに、1点目の曲屋破石線の大型のますの件でございます。

今現在、工事中でございますけれども、ますにつきましては、今現在は転落防止のためガードパイプというようなもので囲ってあると思います。縞鋼板の蓋などの設置も含めて、さらなる安全対策については検討してまいりたいと思っております。

それから、そのほか町内には、農業用の排水路、それから大型排水路等がほかにもありますので、大雨時増水した場合などにつきましては、危険な場所には近づかないようお願いしたいと思っております。

それから、大名大塚背戸谷地線、新道ですね。大明塚地内の交差点の件につきましては、交差点の安全対策につきましては、いろいろとご意見を伺っているところでございまして、今回、カーブミラーの設置というお話も今ございました。このカーブミラーの設置も含めまして、さらなる安全対策について、引き続き検討して

まいりたいと考えております。

以上です。

〔「はい、了解」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款1項教育総務費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款2項浅川小学校費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款3項浅川中学校費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款4項浅川町学校給食センター費について。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） すみません、通告していなかったんですけれども、ご質問いたします。

10款4項1目で学校給食安心安全対策事業ということで決算をされておまして、この予算は、どこから出ているのかということをお聞きいたします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） 成果の概要115ページの一番下にあります学校給食安全対策事業ということで、こちらのほうは原発事故に伴います放射能測定に関する費用になってございますので、放射能測定の検査に係る報酬ということで、検査員の人件費、それから放射能測定に伴う機器の校正費であったり、あとは食品関係、そういったもの内容になってくる事業となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） すみません。それで、どこから予算が出ているかということで、何か県からの予算でそういう検査の事業を行っているのかどうかということをお伺いしたんですけれども。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） こちらのほうは町の単独事業で実施している内容となっております。

○議長（水野秀一君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） すみません、これは放射能、原発が原因のものなので、なぜ町の予算を使ってしまっているのかなということございまして、これも東電に、この検査をやらざるを得ないからやっているのであって、東電のせいなのだから、これを東電に請求すべきなのではないかと思うんですけれども。そうすれば、町の単独のこの予算が、ほかの事業に使えるようになってまいるかと思えます。

そして、これ、令和3年だけですか。もし前、令和2年、元年とやっているのであれば、遡って東電のほうに請求していくべきではないかと思うんですが、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） こちらのほうは、いろいろなケースがございまして、東電のほうの請求につきましても、内部のほうでいろいろと協議しながら、対応が可能かどうかちょっと検討したいというふうを考えてございます。

検査のほうにつきましては、今年度だけでなく、以前も検査をしている状況でございます。

そういったところも含めて、内部で検討したいというふうを考えてございます。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款5項あさかわこども園費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款6項社会教育費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款7項保健体育費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、11款2項公共土木施設災害復旧費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、12款1項公債費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、13款1項普通財産取得費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、14款1項予備費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 反対討論が先ですけれども、順序としていいんですか。反対討論を最初に。私は賛成討論。

○議長（水野秀一君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 日本共産党の議員団を代表して、本案に賛成の討論を行います。

令和3年度は町民福祉向上のための財源確保の面で、事業を実施する上で、財政上優遇される辺地債を初めて活用し道路整備などに取り組み、町の実質的な負担を大幅に減らすことができました。そして、人口の

減少を抑えるため、若い人たちが子育てしやすく住みやすい町づくりを進める観点から、スクールバスに中学生も乗れるようにするためのバスの増便がなされました。また、前々年度の小学生のランドセル補助、前年度の中学生の制服補助に続き、高校生の通学費補助が初めて実施されました。

さらに、新しい中学校建設の基本設計が、建築の専門家や町内の関係者代表による5回にわたる検討会を経て作成されました。これを基に、現在実施設計がつくられています。資材の高騰などがあり困難な事業となっていますが、事は子供たちの生命や身体にも関わる問題です。一日も早く、危険校舎でなく、安全な校舎で子供たちが学べるよう全力で取り組んでいただきたいと思います。

令和3年度は、コロナ対策のワクチン接種に取り組まれました。担当課や保健センターを中心に、大規模な予防接種を円滑に終了し、高い接種率となりました。関係者の努力に改めて感謝を申し上げます。

以上が決算認定に賛成する主な理由であります。一般質問の中でも度々申し上げているように、入札の最低制限価格など、町民目線からは納得できない支出を見直し、学校給食の完全無料化や高齢者のタクシー助成の増額など、町民福祉をさらに進めることを求めて、賛成討論といたします。

以上。

○議長（水野秀一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、金成英起君。

○11番（金成英起君） 本決算に賛成の討論を申し上げます。

令和3年度は、引き続きコロナ禍の中、様々な制約を受けながらの事業執行に当たり、新型コロナウイルス感染症対策、子育て支援、町民の健康管理、福祉、教育環境の充実、道路網の整備、公共下水道の面整備等に取り組まれ、第5次振興計画の実施計画に基づく各種事業を推進し、町民福祉の向上に努められたことを評価するものであります。

特に、コロナ対策に当たっては、様々な準備、職員が一丸となって頑張ってきたその姿に、感謝を申し上げるところであります。同時に敬意を表したいと思います。

各種事業を推進し、町民福祉の向上に、私どもも含めて、努めていくことを申し上げて、賛成の討論にいたします。

以上であります。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） これで討論を終わります。

これから日程第1、認定第1号 令和3年度浅川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

なお、12時を過ぎておりますが、このまま続けて会議を開きます。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、認定第2号 令和3年度浅川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 国保税の不納欠損の件数と主な理由だけ聞かせてください。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） お答えいたします。

不納欠損の件数につきましては、33件でした。主な理由ですが、死亡された方、生活保護に該当した方、他町村へ転出した方、また、他町村に転出して生活保護の該当となってしまった方、それから、転出した後も催告書を送っていたものの、納付がなく、再度転出して不明となった方、また、毎月納付をしても、欠損額に満たず時効を迎えてしまった方、差押えをしたが処分し切れなかった人、納付をしたけれども時効を迎えたという理由で不納欠損に至ったものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

まずは、原案に反対者の討論。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 共産党議員団を代表して、本決算認定に反対の討論を行います。

令和3年度の国保税は、2年度よりも1世帯当たり750円引き上げて14万4,107円に、1人当たりでは3,207円引き上げて9万4,950円にする増税でした。角田議員の質疑で、国保加入者が納めた国保税の一部をためてきた国保基金、これをあと500万円ほど取り崩せば増税しなくて済むことも明らかになりました。

私たちは、国保基金がまだ十分あること、あともう少し国保基金を取り崩せば減税にできたこと、そうすれば、コロナ禍で苦勞する町民が助かったし、頑張ってくださいという町からのメッセージを送ることができたことを指摘をし、昨年6月の本算定で増税予算に反対をいたしました。

今度提出された決算を見てみると、実質収支は1,054万円の黒字でした。それで、今回提出された令和4年度国保会計の補正予算では、国保基金に560万円を積み戻す、こういう措置がなされます。だったら、やっぱり、昨年の本算定のときに、あと500万円多く取り崩して減税すべきでした。

このことは、コロナによる受診抑制が広がっている中ですので、結果論だとは言い切れないと思います。国保税を減税すべきだったのに、増税してしまった令和3年度国民健康保険特別会計認定には、以上の理由で賛成することはできません。

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、認定第2号 令和3年度浅川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 次に、日程第3、認定第3号 令和3年度浅川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、認定第3号 令和3年度浅川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、認定第4号 令和3年度浅川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 深刻な施設介護の問題で、浅川町の町民の中で、特別養護老人ホームに入りたいんだけど入れないという待機者、この状況はどうなっているのか伺います。

それから、石川管内で特老の増設、増床の動きはあるのか、見通しについて伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 特老の増設、これは平田村のよもぎ荘で増設するのは決定しております。なお、幾つ増床するのかは、今検討しているところであります。これは必ず増床しますので、お約束させていただきます。

なお、そのほか担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから特別養護老人ホームの町民の待機者数というところでお答えいたします。

まず、さぎそうの待機者数しか調べていないんですが、さぎそう全体で、今60名いるそうです。そのうち浅川町民の方の待機者数は26名となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これ、よもぎ荘の増床、どのぐらい増床するのが決まるのはいつ頃決まるんですか。今年度中ということなんですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 近々決まると思いますが、増設するのは間違いございません。

それで、今年度中にはほぼ決まると思いますが、なお、決まり次第、報告させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい、いいです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、認定第4号 令和3年度浅川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立に

よって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、認定第5号 令和3年度浅川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、認定第5号 令和3年度浅川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、認定第6号 令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、認定第6号 令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、認定第7号 令和3年度浅川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、認定第7号 令和3年度浅川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

◎認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、認定第8号 令和3年度花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、認定第8号 令和3年度花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立全員]

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

◎認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、認定第9号 令和3年度浅川町上水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1つだけ。令和3年度上水道の断水、濁り水はどうだったのか。それから、漏水は減らせたのかどうか伺います。その1点だけ伺います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

上水道事業における断水、濁り水の状況、それから漏水の件についてでございます。

断水につきましては、令和3年度中に水道施設の故障や水不足による断水等はありませんでした。工事に伴いまして部分的な計画断水や、それから漏水修理に伴っての緊急断水ということは一部ございました。

濁り水についてでございますけれども、濁り水が発生する原因となるような浄水場での浄水過程での不具合などにつきましては、長年起きておりません。ただし、過去に濁り水の発生となるような原因がありましたので、その管の中の部分で、残っている管の中の汚れている部分で濁り水が発生するというような部分も、状況によっては発生します。具体的には、工事の断水時であったり、工事の断水から復帰するとき、通水するときでしたり、火災時に消火栓を使用して大量の水が流れる場合、それから夏場の猛暑時に急激な使用水量の変動があった場合などに濁り水が見られる場合もあります。

これらの場合につきましては、消火栓などからの排水作業を行って改善を図っているところです。

それから、漏水量の減少についてですが、令和3年度中に太田輪配水池系を中心とした漏水調査業務を実施いたしました。結果、漏水箇所26か所、漏水推定量で1時間当たり13トンぐらいは漏水しているということが発見され、速やかに漏水修理を行いまして、漏水量の減少というふうには、一時期はつながったんですが、その後、別系統で漏水量が多くなるなどの結果によりまして、有取率につきましては、令和2年度と比較しまして、令和3年度3.2%低下し、79%から75.8%という結果となってしまいました。

これにつきましては、老朽管がまだまだ多くあることから、新たな漏水が次から次に発生しているというこ

とだと思います。

今後は、さらに老朽管の更新、漏水調査と漏水修繕を行い、少しでも有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 老朽管のことですね、俗にエタパイについてですが、特に本管にエタパイがほとんどだと思うんですけども、一部改めたところもあると思うんですけども、これ、エタパイは、地震が相次いでいる中で、よくもっているなと思うんですけども、実際、耐久、寿命ですね、こういうものからしたらどういうふうになっているのか、その辺ちょっと心配になっているんですが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

水道管で、過去に使用しておりました石綿セメント管、通称エタニットパイプを略しましてエタパイというふうに呼んでおります。

こちらの耐震性につきましては、耐震性自体はないというふうにされております。その主な原因、石綿セメント管自体が素材というよりは、管と管をつなぐ継ぎ手の部分が、当時、簡単な継ぎ手ということで、管同士がつながっている部分のかぶりといいますか、継ぎ手のかぶりも大分浅くて、それから簡単なゴムのようなものの継ぎ手になっているということで、こちらのほうからの漏水は多いような状況でございます。

最近の耐震管といいますと、やはり弾力性があったり、それから継ぎ手がしっかりするというようなものが耐震管となってございますので、それらと比べますと、そういう地震とかにはなかなか、完全に大丈夫ですというような管ではないということは明らかであると思えます。

なお、令和2年度から令和3年度中に行った石綿セメント管の更新状況で、どれぐらい今石綿管が残っているのかということをご報告いたします。令和2年度中、石綿セメント管が1万693メートルあったところ、令和3年度中の工事によりまして、1万409メートル、284メートルほど減少いたしております。令和3年度末における石綿セメント管の割合ですけれども、令和2年度から比較しまして11.17%から10.8%に減少いたしました。上水道事業に移りました平成19年4月1日からにしますと、約5,110メートル更新されております。

順次、これからも耐震管のほうに更新を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） これで見ますと、上水道1,936世帯に給水しているということでございますが、本管から遠くて水道が入っていないなんていうところは、浅川町はあるかと思うんですが、ありますか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

水道の加入につきましては、こちら自由に加入するということでございますので、強制力はございませんので、自分で井戸水を使ってという方もおりますし、それから近くに水道の本管がなくて接続できないという箇所も一部ございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、認定第9号 令和3年度浅川町上水道事業会計決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

これで散会します。

散会 午後 零時32分